

随意契約結果書

| | |
|--|--|
| 物品等の名称 及び数量 | 城原川ダム建設に伴う移転対象者の生活再建相談業務 |
| 契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀河川事務所長 古賀 満 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号 |
| 契約締結日 | 令和 6年 4月 9日 |
| 契約の相手方の 氏名及び住所 | 神埼市長職務代理者 平方 利郎 |
| 契約金額 (消費税及び地 方消費税含む) | ¥1,052,330- |
| 予定価格 (消費税及び地 方消費税含む) | ¥0- |
| 随意契約による こととした理由 | 別紙のとおり |
| 備 考 | |

随意契約結果書

| | |
|------------------------------|--|
| 物品等の名称及び数量 | 城原川ダム建設に伴う移転対象者の生活再建相談業務 |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀河川事務所長 古賀 満 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号 |
| 契約締結日 | 令和 6年 4月 9日 |
| 契約の相手方の氏名及び住所 | 神埼市長職務代理者 平方 利郎 |
| 契約金額 (消費税及び地方消費税含む) | ¥1,052,330- |
| 予定価格 (消費税及び地方消費税含む) | ¥0- |
| 随意契約によることとした理由 | 別紙のとおり |
| 備 考 | |

随意契約理由書

1. 業務名 : 城原川ダム建設に伴う移転対象者の生活再建相談業務
2. 履行場所 : 佐賀県神崎市神埼町・脊振町
3. 随意契約の相手方 : 名称 神崎市長職務代理者
住所 佐賀県神崎市神埼町鶴3542番地1
電話 0952-37-0103
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該業務の目的
本業務は城原川ダム建設により環境及び生活基盤が大きく変化しようとすることに對して不安な状態にある移転対象者に対して、事業計画や工事に関する内容、生活再建に係る移転対象者の相続等法律問題、税金関係等の悩みを相談できる場所を提供することでダム建設に対する不安解消を図ることを目的とするものである。
 - 2) 当該業務の内容
本業務は城原川ダム建設に伴う移転対象者の生活再建に係る相談業務を神崎市に委託するものである。
 - 3) 随意契約に付する理由
本業務の遂行にあたっては、ダム事業を熟知し、なおかつ地元情勢に精通していることが求められる。
神崎市は、城原川ダム建設に伴い神崎市神埼町及び脊振町に対して農林業、観光開発等の振興計画の立案を通して移転対象者の生活再建対策について、独自の立場で検討している。
以上のことから本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、地元とのパイプ役を担っている神崎市が唯一の契約相手と判断するものである。
このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、神崎市と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

用地課長